

—— お知らせ ——

特定非営利活動法人 日本核医学技術学会 定款施行細則（案）

第1章 会員の種別

（目 的）

第1条 この細則は定款第6条に基づく会員の種別について定める。

（正会員）

第2条 正会員は定款第6条第1号に基づくものである。

2 正会員は、総会で議決権を行使することができる。

3 正会員は2期連続して総会に出席しなかったときは正会員の資格を喪失し、一般会員の資格を取得する。ただし委任状提出者および書面表決者は総会に出席したものとする。

4 正会員はいつでも一般会員になることができる。

5 正会員から一般会員への資格変更は本細則第63条の入会金を免除する。

（一般会員）

第3条 一般会員は定款第6条第2号に基づくものである。

2 一般会員は、総会での議決権を持たないが、他の権利は正会員と同一である。

3 一般会員が正会員になろうとするときは、4項の場合を除き本細則第63条の入会金を支払わなければならない。

4 評議員に選出された一般会員は正会員となる。このとき前項に定める入会金は免除する。

（継続会員）

第4条 継続会員は次項の場合を除き、定款第6条第2号の一般会員に基づくものである。

2 継続会員は本細則第2章の評議員選挙に関する選挙権および被選挙権を有さない。

3 継続会員は本細則第63条に定める会費を納めることで、前項に規定する事項を除き、10年間一般会員と同一の権利を有する。

4 継続会員になるためには、60歳以上かつ、本法人および前身の日本核医学技術学会での会員

期間が合わせて10年以上であることを要す。

（賛助会員）

第5条 賛助会員は定款第6条第3号に基づくものである。

2 賛助会員は本法人を賛助する目的のため入会した個人または団体で、細則第63条の会費を納める。

（名誉会員）

第6条 名誉会員は定款第6条第4号に基づくものである。

2 理事長は別に定める規定によって本法人の名誉会員にふさわしい個人および団体を理事会に推薦し、理事会での審議を経たのち本人の承諾を得て入会するものとする。

第2章 評議員の選出

（目 的）

第7条 この細則は定款第40条に基づく評議員の選出方法について定める。

（定 義）

第8条 評議員は選出評議員および推薦評議員とする。

2 選出評議員は本細則第10条に規定する選挙によって選出される。

3 推薦評議員は本学会運営にとって有用な人材の登用を図るため理事長が指名する。

（資 格）

第9条 正会員および細則第4条に定める継続会員を除いた一般会員は、評議員選挙に関する選挙権ならびに被選挙権を有する。

（告 示）

第10条 選挙管理委員会は選出評議員の選挙を開始する3ヶ月前までに会員の資格を審査し、学会誌に公示しなければならない。

2 資格者を公示するとき、会員の都道府県を8地域に区分し、五十音順に並べる。

3 地域区分は次のとおりとする。

北 海 道 北海道

東 北 秋田・岩手・青森・新潟・福島・宮
城・山形
関 東 東京・神奈川・千葉・茨城・栃木・
埼玉・群馬・長野・山梨
北 陸 福井・石川・富山
東 海 静岡・愛知・岐阜・三重
近 畿 大阪・滋賀・京都・奈良・和歌山・
兵庫
中国四国 鳥取・島根・岡山・広島・山口・香
川・徳島・高知・愛媛
九 州 福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮
崎・鹿児島・沖縄

(方 法)

第11条 選出評議員の選出は本細則第9条に規定する会員による直接投票とし、第13条に定める投票用紙により行う。

- 2 会員は投票用紙に記載されている氏名の中から30名以内を選出する。
- 3 選出の表示の方法については選挙管理委員会が別に定める。
- 4 投票はすべて郵送にて行い、宛先は選挙管理委員会が定めるところとする。

(選挙期間)

第12条 評議員の選挙は総会の6箇月前までに行い、選挙期間は1箇月とする。

(投票用紙)

第13条 投票用紙には次の内容を記載しなければならない。

- (1) 評議員の投票用紙であること
- (2) 本細則第10条第3項で定めた地域ごとに五十音順に記載した資格者の氏名
- (3) 選挙管理委員会名およびその印

(開 票)

第14条 投票用紙の開票は選挙期間の終了後1週間以内に行う。

- 2 開票は選挙管理委員会が行う。
- 3 投票総数が選挙権を有する会員の5分の1に満たないときは無効とし、当該年度の評議員が引き続いてその任に当たる。

(判 定)

第15条 有効な投票用紙は次のとおりとする。

- (1) 封筒に刻印された日時が選挙期間内であること

(2) 投票用紙が第13条によること

(3) 投票用紙に記載された選出氏名が30名以内であること

2 無効な投票用紙は前項以外のものとする。

(選 出)

第16条 選出評議員の選出は地域ごとに行い、会員15名に1名の割合で選出する。

2 端数については1名を加算する。

3 会員数が15名以下の場合は2名を選出する。

4 最下位が複数ある場合は会員歴をもって選挙管理委員会が決定する。

(会員種別の変更)

第17条 一般会員が選任された場合、会員種別を正会員に変更しなければならない。

(選任拒否)

第18条 選出評議員に選出された会員は評議員への選任を拒否することができる。

2 選出評議員への選出後に選任を拒否または正会員への種別変更を拒否する場合、当該会員への選挙結果を無効とし、本細則第16条の次点のものを繰り上げて選出する。

(推薦評議員)

第19条 本細則第4章で選出された理事長候補は本細則第9条に規定する会員より30名を越えない範囲で推薦評議員を補迫する事ができる。

2 推薦評議員の選考にあたっては、職種間の按分および本学会運営にとって有用な人材の登用を図るものとする。

(報 告)

第20条 選挙管理委員会は選挙結果を理事長に報告し、学会誌において公表する。

(任 期)

第21条 評議員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(補 充)

第22条 評議員の任期中に生じた欠員は補充しない。

第3章 理事の選出

(目 的)

第23条 この細則は定款第15条に基づく理事の選出方法について定める。

2 本章での選出は理事候補である。

3 本細則第24条の理事候補は総会での承認後に

選任とする。

(定 義)

第24条 理事候補は選出理事候補と推薦理事候補とする。

2 選出理事候補は本細則第31条の方法に基づき選出される。

3 推薦理事候補は理事長または理事長候補が職種間の按分および本学会運営にとって有用な人材の登用を図る目的で推薦する。

4 理事長または理事長候補は推薦理事の補迫にあたり、被推薦者の氏名、所属、専門領域、推薦理由等を記載した名簿を作成し、理事会の承認を得なければならない。

(選挙権)

第25条 選出評議員は、選出理事候補に関する選挙権を有する。

(方 法)

第26条 投票用紙に本細則第16条により選出された選出評議員名簿の中から9名以内を記載する。

2 投票は第28条に定める投票用紙にて郵送にて行い、宛先は選挙管理委員会の定めるところとする。

(期 間)

第27条 理事の選挙は総会の4カ月前までに行い、選挙期間は2週間とする。

(投票用紙)

第28条 投票用紙には次の内容を記載しなければならない。

- (1) 理事の投票用紙であること
- (2) 選出する9名の氏名を記載する欄
- (3) 選挙管理委員会名およびその印

(開 票)

第29条 投票用紙の開票は選挙期間の終了後1週間以内に行う。

(判 定)

第30条 有効な投票用紙は次のとおりとする。

- (1) 封筒に刻印された日時が選挙期間内であること
- (2) 投票用紙が第28条によること
- (3) 投票用紙に記載された氏名が9名以内であること

2 無効な投票用紙は前項以外のものとする。

(選 出)

第31条 開票により得られた上位9名を理事として選出する。

2 第9位が複数ある場合は会員歴をもって選挙管理委員会が決定する。

(報 告)

第32条 選挙管理委員会は選出の経緯ならびに結果を理事長に報告する。

(定 員)

第33条 選出理事候補の定員は9名とする。

2 推薦理事候補の定員は3名を越えてはならない。

(総会承認)

第34条 選出理事候補および推薦理事候補は、総会にて理事候補の理事への選任について正会員の承認を得た後に正式に当法人の理事に選任されたものとする。

第4章 理事長の選出

(目 的)

第35条 この細則は定款第15条第2項に基づく理事長の選出方法について定める。

(選挙権)

第36条 本細則第31条で選出された理事候補は、理事長候補選出に関する選挙権を有する。

(方 法)

第37条 投票用紙に本細則第31条により選出された選出理事候補名簿の中から1名を記載する。

2 投票は第39条に定める投票用紙にて郵送にて行い、宛先は選挙管理委員会の定めるところとする。

(期 間)

第38条 理事長の選挙は総会の2箇月前までに行い、選挙期間は2週間とする。

(投票用紙)

第39条 投票用紙には次の内容を記載しなければならない。

- (1) 理事長の投票用紙であること
- (2) 選出する1名の氏名を記載する欄
- (3) 選挙管理委員会名およびその印

(開 票)

第40条 投票用紙の開票は選挙期間の終了後1週間以内に行う。

(判 定)

第41条 有効な投票用紙は次のとおりとする。

- (1) 封筒に刻印された日時が選挙期間内であること
- (2) 投票用紙が第39条によること
- (3) 投票用紙に記載された氏名が1名以内であること

2 無効な投票用紙は前項以外のものとする。

(選出)

第42条 開票により得られた上位1名を理事長として選出する。

- 2 得票数が同数である場合、第39条に基づいた再投票にて上位1名を選出する。
- 3 前項にて決しない場合、年齢の若い者を理事長とする。
- 4 本細則第34条の総会にて前項の理事長が承認されなかった場合は、総会にて選任された理事の互選によって速やかに理事長を選任しなければならない。

(代務者)

第43条 理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序による理事が、その職務を代行する。

第5章 監事の選出

(目的)

第44条 この細則は定款第14条第1項の監事の選出方法について定める。

- 2 本章での選出は監事候補である。
- 3 本細則第50条にて選出された監事候補は総会での承認後に選任とする。
- 4 監事の定員は2名とする。

(告示)

第45条 監事は告示による推薦公募とし、自薦他薦を問わない。

- 2 選挙管理委員会は、総会の4箇月前までに学会誌に告示として掲載しなければならない。

(資格)

第46条 監事の資格は、会員歴が10年以上であること。

- 2 理事経験者であること。

(推薦)

第47条 候補者推薦にあたっては、届出期間内に所定の推薦用紙をもって選挙管理委員会に届出なければならない。

(受付)

第48条 監事の推薦受付は、総会の2箇月前までの2週間とする。

(審査)

第49条 選挙管理委員会は提出された推薦書に記載されている内容が所定の要件を満たしていることを確認する。

(選考)

第50条 選挙管理委員会は受け付けた候補者を、理事会に報告する。

- 2 理事会は審議の上、最終候補者を選考する。
- 3 選出された候補者は、評議員会において報告し、総会で承認を受ける。

(推薦書)

第51条 監事の推薦にあたっては、次の内容に記載した推薦書にて行う。

(1) 推薦状

- 1) 推薦者氏名
- 2) 推薦理由
- 3) 候補者承諾印

(2) 候補者身上書

- 1) 氏名
- 2) 生年月日
- 3) 勤務先名称ならびに住所
- 4) 学会歴
- 5) 主たる学術研究業績

(代務者)

第52条 監事に事故あるときは理事会において代務者候補を定める。代務者候補は総会にて承認を得た後に選任する。

(任期)

第53条 監事は、連続2期の選任を原則とする。

- 2 監事職務の継続性を考慮し、1期ごとに1名の監事の選任を行う。

第6章 大会長の選出

(目的)

第54条 この細則は次々期大会長の選出方法について定める

- 2 大会長は年に一度の学術大会を開催、運営の任にあたる。

(告示)

第55条 大会長は会告による推薦公募とし、推薦権者は理事・評議員・地方会代表者とする。

2 選挙管理委員会は、総会までに学会誌に告示しなければならない。

(受 付)

第56条 大会長の推薦受付は、総会の翌月または翌々月の2週間とする。

(資 格)

第57条 大会長の資格は下記の条件を満たす者とする。

- (1) 会員歴が5年以上あること
- (2) 本会の評議員もしくは評議員経験者であること
- (3) 核医学専門技師または核医学専門技術者であること

(推 薦)

第58条 候補者推薦にあたっては、以下の内容を記載した推薦用紙をもって選挙管理委員会に届出なければならない。

(1) 推薦状

- 1) 推薦者氏名
- 2) 推薦理由
- 3) 候補者承諾印

(2) 候補者身上書

- 1) 氏 名
- 2) 生年月日
- 3) 勤務先名称ならびに住所
- 4) 学会暦
- 5) 主たる学術研究業績

(選 考)

第59条 候補者が複数の場合は、理事会において審議し最終候補者を決定する。

(決 定)

第60条 理事会において決定された候補者は、評

議員会において審議し、総会において報告しなければならない。

2 大会長は総会の決議により正式に選任するものとする。

(任 期)

第61条 大会長の任期は1年とする。

(代務者)

第62条 大会長に事故ある時は理事会において代務者を定める。代務者は大会長の当該任期を代行する。

第7章 会 費

(会 費)

第63条 正会員の入会金は2,000円、年会費は10,000円とする。

2 一般会員の入会金は2,000円、年会費は10,000円とする。

3 一般会員のうちの継続会員は10年分の会費として50,000円とする。

4 賛助会員の入会金は0円、年会費は200,000円とする。

5 名誉会員は入会金、年会費を免除する。

第8章 運用規程

(規 程)

第64条 本法人は別に定める規程により活動を行う。

第9章 定款施行細則の改訂

(改 訂)

第65条 この細則は理事会の議決により改訂できる。

附 則

この細則は当法人設立後より発効する。